

諸外国の国家公務員・地方公務員の労働基本権について
諸外国の国家公務員の労働基本権

資料13

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考)日本
憲法上の労働基本権の位置づけ 【民間労働者】		憲法典上、労働基本権に関する規定はない。	明文の憲法典はない。	団結権についての一般的な保障規定がある。	労働組合についての規定がある。	憲法28条で団結権、交渉権及び争議権について規定。
国家公務員の労働基本権		官民共通の枠組み		[官吏の場合] [非官吏の場合]		
	団結権	認められている。 ただし、軍人、外交官、FBI職員等は禁止。	認められている。 ただし、軍人は禁止。	認められている。	認められている。 ただし、軍人は禁止。	認められている。 ただし、警察官、自衛官等は禁止。
	交渉権	認められている。 ただし、給与等の法定の勤務条件について協約締結権はない。 (注) 郵便庁職員には、協約締結権がある。	認められている。	官吏関係法の改正に当たって、官吏組合の関与を法律上、保障。 なお、協約締結権はない。 (注) 非官吏の交渉結果が一般に反映されている。	認められている。 ただし、協約締結権はない。 (注) 交渉の結果、議定書が作成された場合は、これに従う慣行。	認められている。 ただし、協約締結権はない。 (注) 現業、特定独法及び郵政公社職員には、協約締結権がある。
争議権	禁止されている。 (注) 単純参加を含めて、違反は、刑事罰の対象。	明文の規定はないが、一般に、罷業は違法ではない。 ただし、軍人、警察官等は、明文の規定で禁止。	伝統的職業官吏制度の諸原則から、禁止は自明とされている。	認められている。	認められている。 ただし、警察官、監獄職員、司法官等は禁止。	禁止されている。

【参考1】給与改定方式

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<ul style="list-style-type: none"> 合衆国法典で、給与の改定方式は、詳細に規定されている。 給与等法定事項には、協約締結権は認められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の職員(上級公務員(SCS)以外)は、各省及び各エージェンシーと職員団体との交渉で決定される。 上級公務員(SCS)は、上級公務員給与審議会の勧告に基づき決定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 官吏には、協約締結権が認められておらず、一般に非官吏の妥結状況を考慮して、決定される。 非官吏は、中央での連邦、州、市町村の共同の労使交渉により決定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 代表的組合と担当大臣による交渉で決定される。
<p>< 一般の職員 (一般俸給表適用) の場合 ></p> <p>< 高級管理職、上級管理職の場合 > 高級管理職俸給表、上級管理職俸給表の給与改定は、一般職の改定に準じて、行われる。</p>	<p>< 一般の職員の場合 ></p> <p>< 上級公務員の場合 ></p>	<p>< 官吏の場合 ></p> <p>< 非官吏の場合 ></p> <p>(注) 現行新公務労働協約は、州が参加できず、連邦、市町村の2者で締結。その後、州は、独自に、「州公務労働協約」を締結。</p>	

【参考2】近年の主な公務員ストライキの事例（国以外を含む）

アメリカ

- 2005.12 ニューヨーク市都市交通局のスト
- ・年金問題や賃金交渉で労使が対立し、25年ぶりにスト実施(3万5千人の職員が3日間実施)
 - ・ストの影響を受けた利用者は1日当たり約700万人(市当局発表)
 - ・州最高裁は、裁判所の2度の禁止命令を無視したスト実施に対し、1日100万ドルの罰金支払いを命令。スト終了を拒否すれば、組合幹部を収監する可能性があると警告した
- 労使双方は、ニューヨーク州調停委員のあっせん案を受け入れ、スト解除後に年金などの主要問題について交渉を再開することで合意

(注) ニューヨーク市の公務員の争議行為は禁止されている。

- 1981.8 航空管制官スト
- ・連邦政府の管制官約1万3千人が給与、勤務時間等の改善を求め、スト実施

48時間内に職場復帰しなかったスト参加者のうち、約11,350人を解雇

(参考) 労働争議の発生状況
(参加人数千人以上)(2005年)

	全体	公務
争議件数(件)	22	5
参加人員(万人)	10	5.1
労働損失日数(千日)	3,344	147.8

イギリス

- 2006.5 人員削減に反対する国家公務員スト
- ・中央府省の人員削減策に反対する全国規模のストを公務員民間労働組合(PCS)が実施(9万人の国家公務員が48時間ストを実施)

- 2006.3 年金改革に反対する地方公務員スト
- ・年金改革案に対する交渉で労使が対立
 - ・公務部門労働組合(UNISON)等の呼びかけで150万人の地方公務員が24時間スト実施
- 政府が改革案の見直しを約束

- 2005 年金改革に反対する国家公務員等のスト
- ・2005年の春から夏にかけ、組合は政府の年金施策に反対し、100万人規模のスト実施を計画(政府は公務員の年金受給年齢を60歳から65歳に引き上げようとしていた。)
- 大きなストは実施されず、10月に政府と組合の間で、現職公務員については60歳になれば年金を請求できることとする旨の合意が成立(他方、新規採用者から65歳に引上げ)

- 2004.11 大蔵省発表のポスト削減計画に反対する国家公務員のスト
- ・PCSは雇用年金省と内務省の職員によるスト実施(20万人の国家公務員が24時間ストを実施)
- 雇用年金大臣は、同省における削減計画について、3か月間は強制的な解雇を行わないことをPCSと合意。ただし、政府は、現在でも、この計画に基づく削減を進めている。

- 2004 賃上げ要求の国家公務員のスト
- ・雇用年金省の職員が給与を巡り2004年に争議行為を行った。同年1月、4月及び7月にそれぞれ2日間のストを実施。

(参考) 労働争議の発生状況(2005年)

	全体	公務
争議件数	116	23
参加人員(万人)	9.26	1.53
労働損失日数(千日)	157.4	22.6

ドイツ

- 2006 前年から争点となっている勤務時間延長に反対する州公務員等のスト

- ・週38.5時間から週40時間への勤務時間延長等をめぐり、多数の州で、ゴミ収集職員、看護職員等が2月以降断続的にスト実施(14年ぶりの大規模ストと言われる。)

州使用者団体と統一サービス産業労働組合(ver.di)・ドイツ官吏同盟との合意が成立(非官吏の週勤務時間は州により38.5時間から38.5~40時間に)

- 2002 賃上げ要求の州公務員のスト

- ・複数の州、都市でストを実施
- ・行政事務職員、幼稚園職員、ゴミ収集職員、交通機関職員等がストを実施

- 2000 賃上げ要求のスト

- ・病院関係者・教師・行政事務職員・ゴミ収集職員・公共交通職員・空港職員等がストを実施

- 1999 賃上げ要求のスト

- ・病院関係者・教師・行政事務職員・ゴミ収集職員・公共交通職員等がストを実施

- 1992 賃上げ要求のスト

- ・公共部門の労働者、郵便・鉄道関係の職員約40万人が11日間のストを実施

フランス

- 2006.1 賃上げ、雇用、公共サービス擁護のスト

- ・初日、郵政労働者が郵便事業の自由化反対、2日目、国鉄労働者が人員削減反対、最終日、教員・公務員が賃上げを掲げ、スト実施(3日間で5万人が参加)

- 2005 労働時間短縮の堅持、公共サービス堅持等をめぐる国家公務員のスト
- 争議日数 計 134万(人日)

- 2004 地方分権法案、医療保険改革、政府の給与政策等をめぐる国家公務員のスト
- 争議日数 計 49万(人日)

- 2003 年金改革、地方分権等をめぐる国家公務員のスト
- 争議日数 計 406万(人日)

- 2000 税務部門の合理化に反対するスト

- ・税務部門の合理化に反対して、税務署の相談窓口、出納事務の情報処理センター等の職員がストを実施。全国の税務署の半数以上が閉鎖

- 2000 予算増額を要求するスト

- ・公立医療機関に係る予算増額要求のため、医師等がストを実施

諸外国の地方公務員の労働基本権

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本(参考)
団結権	(カリフォルニア州) 認められている。 (カリフォルニア州内の郡・市等) 認められている。 (ニューヨーク州) 認められている。 (ニューヨーク州内の郡・市等) 認められている。		・官 吏:認められている。 ・非官吏:認められている。	・公 吏:認められている。 ・非公吏:認められている。	認められている(ただし、警察職員及び消防職員は認められていない)。
団体交渉権	(カリフォルニア州) 認められている。 なお、協約締結権に関しては、認められていない。 (カリフォルニア州内の郡・市等) 認められている。 なお、協約締結権に関しては、認められていない。 (ニューヨーク州) 認められている。 (ニューヨーク州内の郡・市等) 認められている。	・警察官以外:認められている。 ・警察官:認められていない。	・官 吏:認められている。 なお、協約締結権に関しては、認められていない。 ・非官吏:認められている。	・公 吏:認められている。 なお、協約締結権に関しては、認められていない。 ・非公吏:認められている。	認められている。(ただし、警察職員及び消防職員は認められていない。) また、団体交渉権が認められている者のうち、企業職員等を除き、協約締結権は認められていない。
争議権	(カリフォルニア州) 公衆衛生や安全を直ちに脅かすものでない場合等、一定の場合に限り認められている。 (カリフォルニア州内の郡・市等) 公衆衛生や安全を直ちに脅かすものでない場合等、一定の場合に限り認められている。 (ニューヨーク州) 認められていない。 (ニューヨーク州内の郡・市等) 認められていない。		・官 吏:認められていない。 ・非官吏:認められている。	・公 吏:認められている。 ・非公吏:認められている。	認められていない。

給与の決定方式

アメリカ

職員組合が結成されている26州のうち大部分の州では、職員団体による労使交渉により給与、勤務条件、諸手当、勤務時間を定めることができる。

ただし、給与、諸手当、勤務時間を定められない州は、アラバマ州とワシントン州の2州、勤務時間を定められない州がニューメキシコ州、諸手当を定められないのがウィスコンシン州となっている。(1999年の調査 *State Personnel Office :Roles & Functions.4th Edition, NASPE*)

(カリフォルニア州内の自治体)

- ・ 多くの大都市・郡においては、労使間の団体交渉によって、給与が決定されるが、団体交渉は予算の範囲内で実施される。
- ・ その他の市においては、比較可能な自治体(基準団体)の定期的な給与調査等、団体交渉によらない方法によって給与を決定する。

イギリス

【警察官以外の地方公務員】

- ・ 地方公務員の身分関係を定めた法令なし。
私法上の雇用契約により労働条件が決定。
- ・ 全国合同協議会(National Joint Council for Government Services)において毎年統一協定を締結
(注)全国合同協議会は、自治体の当局側委員12名、労働組合代表58名とで構成する組織
翌年度の年俸表の提示
統一協定を基準として、各自治体で交渉
統一協定に拘束力なし

【警察官】

- ・ 1996年警察法第61条
警察交渉委員会(Police Negotiating Board)において全警察官を対象に勤務時間・給与等を交渉

(注)警察交渉委員会は、警察当局と警察関係職員団体とから構成される組織で、議長及び副議長は首相が任命し、中立的立場で両者の仲裁等を行う。

協定は内務大臣に答申
議会の承認により発効

ドイツ

- ・ 官吏には、協約締結権が認められておらず、一般に非官吏の妥結状況を考慮して、決定される。
- ・ 非官吏は、中央での連邦、州、市町村の共同の労使交渉により決定される。(なお現在、州については単独で協約を締結)

フランス

本給たる給与については、公務員身分の一環として公務員統一の枠組みが設定される。労使交渉が毎年政府と全国レベルの労働団体との間で行われ、この結果を踏まえつつ、政府側がデクレにより給与体系を設定する。

一方、手当の水準については、CTP(同数共同技術審査会)の意見を踏まえつつ、一定の枠内で自治体ごとに決定できる仕組みとなっている。

(注)CTPとは、自治体の組織改変、給与制度及び研修計画について諮問答申を行う労使同数の協議体